

令和4年度第2回広島市多文化共生市民会議 会議要旨

1 開催日時 令和5年3月29日(水) 18時00分～20時00分

2 開催場所 合人社ウエンディひと・まちプラザ 研修室C

3 出席者

(1) 市民会議委員

文 晶愛、韓 政美、呉 榮順、鳥日娜、原 マリア ソコロ オロラ、
新川 エミリア、レ グエン トラ ミ、レー ミン アイン

(欠席者：陳 俊甫、レー シー タン、バリン・ステファン、小川 順子、神原 久美子、金 孝子)

(2) 事務局

市民局国際平和推進部国際化推進課職員3名

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴者 4名

6 会議次第

(1) 開会

(2) 各委員自己紹介

(3) 議事

ア 「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく取組の実施状況について

イ 「広島市多文化共生意識調査」結果の概要と「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」改定に向けた今後の進め方について

ウ その他 意見交換など

(4) 閉会

7 委員の発言要旨等

(事務局)

陳 俊甫委員が3月末で退任するため、4月から王 偉彬氏が後任として就任することとなった。また、レー シー タン委員についても、3月末で退任が決まっており、現在後任を探しているところだ。後任が決まり次第、報告する。なお、陳座長が欠席のため、文委員に座長代理として議事進行をしてもらう。(出席委員からの意義なし)

(座長代理)

議事(1)「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく取組の実施状況について」を事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

議事(1)「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく取組の実施状況について」を資料1-1、資料1-2及び参考資料1により説明

(座長代理)

ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問があればお願いしたい。

(意見・質問なし)

御意見等がないようであれば、議事(2)「「広島市多文化共生意識調査」結果の概要と「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」改定に向けた今後の進め方について」を事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

議事(2)「「広島市多文化共生意識調査」結果の概要と「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」改定に向けた今後の進め方について」を資料2により説明

(座長代理)

ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問があればお願いしたい。

(委員)

優秀な人材が日本で働いているにも関わらず、中国は一人っ子が多いため、中国に残した親のために帰国を余儀なくされることが多い。理想としては、中国に住む親を日本へ呼び寄せ、日本で働きながら一緒に住むことである。しかし、現実には、父母のいずれかが亡くなったときに初めて、呼び寄せることが可能となっている。条件によっては、在留者の保護者も日本での在留が可能となればよいと思う。

(事務局)

国の入管制度に関わるため、基礎自治体レベルで取り組むことが難しい問題だ。ただ、労働人口が今後不足していくことを考えると、優秀な人材を失うことは大変な損失だと思われる。国において、技能実習制度の見直しの動きがあり、委員が話された情報についても機会を捉えて国に伝えていきたい。

(委員)

技能実習生が会社とのトラブルに会っても、誰に相談したらよいのか分からないことがある。こうした場合、誰に相談したらよいのか。

(事務局)

まず、「広島市・安芸郡外国人相談窓口」に相談してもらえれば、相談内容に応じて、適切な窓口につなぐことができる。技能実習生の場合は「外国人技能実習機構」に相談するのが最も効果的と思われる。企業が誠実に対応してくれない場合や、本来実習生を守るべき監理団体もちゃんと動いてくれないのであれば、外国人技能実習機構をぜひご利用いただきたい。ホームページでも公開されており、広島にも窓口があるため、対面の相談も可能だ。

(委員)

意識調査の回答率について、回答される方は、調査に対して前向きな方が多いと感じる。例えば、日本社会において、差別意識があるような人が果たして素直に回答しているのか疑問である。また、人によっては何の調査だろうと不信感をもつ人もいると思う。誰が仲介するのかにもよるので、回答しやすくするために、例えば市民委員から説明をしてあげるとか、やり方があると思う。調査の内容はいいものなので、できるだけ多くの人から回答を得られるように工夫が必要である。また、調査結果の公開について時間がかかるのは分かるが、早く結果を知りたい。それから、和暦を表記するときは、西暦を併記したほうが分かりやすいと思う。

(事務局)

調査結果について、簡易なものは集計できている。回答者の国籍は、韓国・朝鮮、中国、ベトナムが多く、その次にフィリピン籍が続いているというように、広島市内の外国人市民の国籍割合が反映された結果となっている。こうした調査に対し、広島市民としての意識を強くもっている人が回答者の中心となった可能性はある。

また、外国人が身近な存在ではないという意識を持っている日本人が多いことを強く感じた。日本人と外国人との間に、心の壁のようなものを感じる。こうした心の壁についても、指針の改定の際に着目していきたい。

(座長代理)

他に御意見・御質問があればお願いしたい。

無いようなので、私から聞きたいことがある。留学生の支援について、国際フェスタを例に挙げると、関心をもたれている方は若い日本人が多いが思ったより参加者が少なく感じる。例えば留学生会館や大学など外国からの学生が多いところに対して、広報できればいいと思う。なお、国際フェスタのブース出展者に対するアンケートの中に「出展ブースに何人外国人が来たのか」という問いがある。ブー

スに来た人に対して、出身国を聞くタイミングはないので、問いとして適切でないと思う。

(事務局)

平和文化センター国際市民交流課としてはどう思うか。

(平和文化センター国際市民交流課)

お話にあったアンケートについては、分かりにくくて申し訳ない。若い人向けの広報も含め、見直していきたい。

(委員)

作成されたリーフレットがよくできていると思う。自分の所属する団体に配布する等、周知をしたい。この会議に参加している思うに、「共生」という意味は、お互いの国々を認めて、尊重することだと思う。教育についていえば、子どもには日本語だけではなく、ルーツのある民族の言語を身に付け、民族文化を継承して育ててほしいと思っている。現在、朝鮮学園は高校無償化の対象外となっているが、朝鮮学園に通う人や保護者も広島市民であり、税金を納めている。北朝鮮と日本との二国間が抱える問題が原因となっていることは分かるが、日本に定住する人が子どもを自分の民族として育てたいとした場合はどういう保障をしていけばいいのか、考えてほしい。この件について、広島市が先駆者として、これから行われる有識者会議でも議論してほしい。

(事務局)

朝鮮学園の高校無償化についての対応は難しいが、子どもの教育に関わる言語保障は課題として捉えている。有識者会議で、母国語教育について、どう捉えているのか、現状を踏まえてどういう対策を講じていくことがいいのか議論したい。

(座長代理)

まだ何も発言されていない委員さんから、短くてもいいので一言ずついかがか。

(委員)

在留資格「特定活動」の中に就職ができなかった留学生や難民が相当数いる。彼らは住居を借りることが難しく、携帯電話も借りることもできないことが多い。在留資格は4～6か月である。その状態が続くと、在留資格の更新ができない場合があり、社会問題になると感じている。広島市には彼らを対象とした支援はあるか。

(事務局)

特定活動の在留資格者のみを対象とした支援はないが、広島市・安芸郡外国人相談窓口に相談してもらえば、広島市に住民票がある場合は、広島市民一般としての支援がないか探していくことになる。

(委員)

少し前に、特定活動の在留資格者がハローワークに来て、住居の相談があった。在住する区の区役所を案内したが、解決できたかどうか分からない。一番大変なのは住居の確保だと私も思う。

(事務局)

大変な状況は理解できるが、現実として、在留資格が6か月で経済基盤がないと民間の賃貸を借りることは難しいと思う。外国人に借りやすい住宅を紹介する企業もあるので、そこを利用し、住居を探すことはできると思う。

(座長代理)

残るお二人の委員はいかがか。

(委員)

119番通報の多言語化があったが、110番通報も多言語化してほしい。

(事務局)

警察は県の所管になるため、県の担当に確認し、回答させてもらう。

(委員)

技能実習生が妊娠したことを会社が知った場合、すぐに帰国させられると思う。先日ニュースにあったが、妊娠を相談することもできず、胎児が亡くなる事件があった。広島市にはそうした悩んでいる方に対する相談サポートはあるのか。

(事務局)

実際、似たような相談が広島市・安芸郡外国人相談窓口にあった。その時は、実習を受け入れている企業や監理団体がしっかりフォローしていた。出産をして、そのまま実習を続けるということも可能だが、子どもの在留資格が取得できないため、帰国し、帰国先で出産することとなった。こうした相談があった場合は、外国人技能実習機構に速やかに連絡を取り、外国人技能実習機構から企業や監理団体に連絡をとってもらい、適切に対応してもらうことにしている。

本来、妊娠して休暇をとり、出産後職場復帰することは労働者の権利であり、妊娠・出産を理由に実習が続けられなくなることは違法である。

(座長代理)

その他に意見等があるか。

先程在留資格によっては住居の確保が難しいという話が出たが、携帯電話や運転免許の取得も難しいと感じている。幸い韓国の場合は、広島に韓国総領事館があるため、総領事館で証明書を発行し、運転免許取得の手続きを案内し、運転免許証を国際免許に切り替え、(その免許証を使って)ようやく携帯電話を購入できる。

我々の場合、学校の先生が3年ごとに派遣されてくるが、運転免許証の取得が難しい方もおられ、そうなるクレジットカードも作れず身動きが取れなくなる。

中国の御両親を呼び寄せることができないという話もあったが、残念でならない。私が支援した事例でも出産後、実家の母親に来てもらうのに(短期滞在のビザでは)産後1か月では足りないことがある。そのビザ更新のため入管に行くと、「一度韓国に帰ってすぐ日本に来ればよい」といったことを言われたことがある。自分のことではないが、通訳していて大変感情が出てきてしまった。

我々はこうして意見交換できるが、大半の人は何も分からないままである。

アンケートで町内会などに参加しているかという設問があり、そういったものに積極的に参加するのもよいことだと思うが、それぞれの国の文化について共有する場も欲しい。料理教室でも良いし、子どもを連れて交流できるといった場が増えるとよい。委員は知恵を絞って発言するが、状況が改善するには時間がかかると思う。

(委員)

特定活動について、留学生の場合は、特定活動から技術・人文知識・国際業務に変更ができるが、難民の場合は、その後の在留資格変更の手段がない。日本人と結婚すれば変更はできるが。これは問題だと思うので、一緒に考えていきたい。

(座長代理)

ウクライナからの避難民が広島市にはいると思うが、どうか。

(事務局)

ウクライナからの避難民は、現在広島市内に25名いる。基本的には、身内や知人が身元保証人になり、呼び寄せられた人ばかりだ。国の支援制度が全くない中で、一からボランティアや企業による支援を

いただき、住宅の確保や、日常生活品の確保などの支援を組み立てていった。日本語を学び、就職している避難民もいるが、福祉的な支援が必要な避難民もいる。

(委員)

ウクライナからの避難民は、市営住宅に入居ができると聞いている。

(座長代理)

他にご意見等なければ、事務局から今後のお知らせをお願いしたい。

(事務局)

次回は5月～6月頃の開催を予定している。

(座長代理)

これにて令和4年度、2022年度の第2回多文化共生市民会議を終了する。ご協力感謝する。